

海外からの肉製品の持込み防止のお願い

農林水産省動物検疫所

農林水産省動物検疫所では、海外から家畜の伝染病が侵入することを防止するため、家畜から作られる肉製品などの畜産物、それらを原料に含む加工品を対象に、輸入時の検査を実施しています。海外からの肉製品の持込みは禁止されています。

海外では多くの国で家畜の伝染病が発生していますが、特に「アフリカ豚熱（ASF）」は、平成30年8月に中国での発生が確認されて以降、アジア地域、特に厚生労働省の水際対策で青区分の国である韓国、インドネシア、カンボジア、タイ等にまで拡大しており、日本への侵入の危険性が增大しています。

ASFは豚やいのししに感染する伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病です。健康な豚がASFウイルスに感染した豚と接触することで感染するほか、ASFウイルスに汚染された肉や肉製品（ソーセージ、ハム、餃子など）を豚やいのししが食べることによっても感染します。有効なワクチンや治療法がなく、ウイルスは汚染された肉や肉製品の中で長期間感染性を保持します。これまで、日本国内での発生は確認されていませんが、日本の空港に携帯品として持込まれた豚肉製品から生きたウイルスが見つかっています。

今般、新型コロナウイルス感染症に伴う入国制限に関して、添乗員付きのパッケージツアーに限り、外国人観光客の受入れを認めることについて政府から発表がありました。貴会におかれましては、外国人観光客の皆様に対し、添付のリーフレットのとおり、海外からの肉製品は持ち込めないこと及び違法に持ち込んだ場合には厳しい罰則があること等について周知いただきますよう、各会員様にお伝え願います。また、もし肉製品を持って日本の空港に到着した場合は、必ず動物検疫所に立ち寄って検査を受けていただく必要があることもお伝え願います。

ASFをはじめとする家畜の伝染病が日本に侵入するのを防止するため、御協力よろしくお願いたします。

○ASFについて（農林水産省ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

○肉製品などのおみやげについて（持ち込み）（動物検疫所ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

○Animal quarantine information for travelers to Japan（動物検疫所ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>

（英語の他、中国語、ベトナム語、韓国語、タガログ語など多言語で案内しています）

○動物検疫の輸出入検査等に係る不適切な事例（動物検疫所ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/futekisetsujirei-11.pdf>